

2025 年 10 月号

(2025 年 10 月 17 日発行)

大阪:〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail:info@senshu-sr.com

HP:<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

10月の育児介護休業法の改正による柔軟な働き方を実現するための措置等で、就業規則の見直しや個別周知及び意向確認の準備が必要になります。法改正直前の9月は何社かの顧問先様からご相談やご依頼をいただきありがとうございました。顧問先様につきましては、引き続きオンラインでの法改正のご案内や書面の添削を無料で行っておりますので、お困りごとがございましたらお知らせください。育児休業の法改正は、2025年2月号の事務所便りでご紹介しておりますので、ご一読いただけますと幸いです。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる認定

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえ、**19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が130万円未満から150万円未満に変更**されます。

現行(2025年9月まで)	変更後(2025年10月から)
年間収入130万円未満	年間収入 150万円 未満

なお、対象者である19歳以上23歳未満の方について、以下があります。

①:被保険者の配偶者は除く。②:学生でなくても良い。③:年齢は12月31日時点の年齢で判断。

日本年金機構:<<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202508/0819.html>>

◆育児介護休業法の改正

4月及び10月の育児介護休業法の法改正が行われ、会社の対応する主なことは、以下になります。

①:就業規則の文言の変更

所定外労働の制限の対象拡大(3歳未満の子を養育する労働者 ⇒ 小学校就学前の子を養育する労働者)や制度の名称変更(子の看護休暇 ⇒ 子の看護等休暇)等は、就業規則に反映する必要があります。

②:育児介護休業等にかかる労使協定の見直し(再締結)

子の看護等休暇や介護休暇にかかる継続雇用期間6か月未満の方の除外規定が廃止されました。

③:柔軟な働き方を実現するための措置の選択

始業時刻等の変更、テレワーク、…等、5つの中から2つ以上の措置を講じる必要があります。

④:介護離職防止のための措置の選択

介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施、相談体制の整備、…等、4つの中から1つ以上の措置を講じる必要があります。

⑤:個別周知及び意向確認

妊娠・出産等の申出時、子が3歳になる前、介護に直面した旨の申出時、介護に直面する早い段階(40歳等)において行う必要があります。事前に書面の作成を推奨しております。

ご質問や困りごと等がございましたら、お気軽にお尋ねください。